

====公布された条例のあらまし====

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 特別職の職員の給与及び旅費等に関する制度について、責任区分の明確化を図るとともに、実態に即した的確な制度管理を行うため、知事等（議会の議員を除く特別職の職員をいう。）に関するものとは別個に、議会の議員に関する条例を設ける。
- (2) 議員に支給する費用弁償のより一層の適正化を図るため、県内に宿泊する場合の宿泊料の額の引下げ等を行う。

2 条例の概要

- (1) 議員の報酬等に関する制度の整備
 - ア 議員の報酬の額を、次のとおりとする。

議長	月額930,000円
副議長	月額811,000円
議長及び副議長以外の議員	月額757,000円

イ 議員の期末手当の額を、報酬月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合は100分の150、12月に支給する場合は100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例に定める一定の割合を乗じて得た額とする。

- (2) 議員の費用弁償に関する制度の整備

- ア 議員の費用弁償を旅費及び議員が職務を行うために要した費用とし、その支給について必要な事項を定める。
- イ 議員に支給する旅費の額を、次のとおり改める。

区 分	改 正 後	現 行
自家用自動車を利用した場合の車賃（1キロメートル当たり）	25円	16円
県内以外の地域における1日の旅行で、用務終了後帰着する時刻が午後9時以降になる場合の日当	3,000円	0円
県内に宿泊した場合の宿泊料	11,700円	13,300円

- (3) (1)及び(2)に伴い、特別職の職員の給与に関する条例を廃止する。

- (4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

政務調査費の適正な執行を図るため、鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例（以下「一部改正条例」という。）の施行の日までに提出された領収書その他の証拠書類の写しの取扱いについて、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 一部改正条例による改正前の鳥取県政務調査費交付条例の規定により一部改正条例の施行の前日に代表監査委員に提出された証拠書類の写しの開示については、従前の例による。
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。